

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>多治見警察署エレベーター設備（三菱電機製）の保守点検業務の委託</p> <p>2 特定の者以外の供給することができないことの説明</p> <p>エレベーターの保守点検業務については、安全確保と事故時の責任が被害者だけでなく社会的にも大きく取沙汰されることから、製造メーカーが有する製品仕様及び製品に関する情報を蓄積している製造メーカー系列の業者を選定しなければならない。</p> <p>特に、多治見警察署に設置のエレベーターについては、留置管理用にも使用することから、被疑者の逃走防止のため、ドアの開閉制御や「かご室」の昇降制御について特殊な改造がされた仕様となっており、改造を行ったメーカー系列の業者以外が確実な保守を行うことができない。</p> <p>上記の理由から、三菱電機製エレベーターの保守点検業務を行えるのは、三菱電機ビルソリューションズ(株)しかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。